参考資料1

本日の会議について

鳥羽市総合計画審議会とは

鳥羽市総合計画審議会とは？

鳥羽市のまちづくりの最上位指針である「総合計画」に関わる重要事項を審議・評価するために設置されている市長の諮問機関。昭和60年に制定された「鳥羽市総合計画審議会条例」に基づき設置。

鳥羽市総合計画審議会条例（昭和60年9月30日条例第23号）

> 第1条　本市の総合計画に関し必要な事項について、市長の諮問に応じて審議するため、鳥羽市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

主な役割

1.　計画の策定・改定にともなう審議

鳥羽市が定める「基本構想」や「基本計画（前期・後期）」の策定に際し、市長からの諮問（意見を求められること）に応じて内容を審査し、答申を行います。

2. 施策の進捗評価

総合計画や、それに内包・一体化されている「鳥羽市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の進捗状況について、外部の目線から進展度の評価・協議を行います。

審議会の構成

委員の定数は15人以内

委員は、産官学金労言（産業・行政・学術機関・金融・労働団体・メディア）といった多様な各種団体の代表者や、知識経験者、市民の代表者などによって構成。幅広い視点からまちづくりに対する意見を集約。

（参考）鳥羽市総合計画審議会委員（第六次鳥羽市総合計画（Ｒ８～Ｒ１２））

	区　分		団　体　名	役職・氏名
1	三重県		三重県南勢志摩地域活性化局	局長　天野　長志
2	学識経験者		皇學館大学	准教授　池山　敦
3	産業	観光業	鳥羽市観光協会	会長　原田　佳代子
4		商工業	鳥羽商工会議所	常議員　村瀬　敬一
5		農業	伊勢農業協同組合	常務理事　竹内　隆典
6		漁業	鳥羽磯部漁業協同組合	常務理事　濱口　利貴
7	小中学校		鳥羽市小中学校長会	校長　木下　英樹
8	金　融		鳥羽金融会（商工会議所常議員）	百五銀行鳥羽支店長　山下　正芳
9	労　働		一般社団法人　伊勢志摩労働者福祉協議会	事務局長　角谷　嘉彦
１０	言論会		株式会社　ＺＴＶ	課長　大西　伸正
１１	労　働		伊勢公共職業安定所	所長　杉岡　一幸
１２	市民代表（住民団体）		鳥羽市自治会連合会	副会長　勢力　吉男
１３	公募委員		市民	今井　緑
１４	公募委員		市民	濱口　和美

※　委嘱期間：令和８年８月１日～令和13年３月３１日
※　名簿は令和８年８月１日時点

１．総合戦略の進展度評価について

１．総合戦略の検証（進展度の評価）

総合戦略とは

総合戦略は、**まち・ひと・しごと創生法**（平成二十六年法律第百三十六号。以下「法」という。）**に基づき**、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方等を踏まえ、**人口減少対策や地域経済活性化等を目指す地方創生の推進のための計画**として策定。

総合戦略の策定に当たっては、**産学金労言と呼ばれる各団体とのの意見を踏まえながら策定することが望ましいとされており、本市においては、「総合計画審議会」にて意見交換**を実施。

意見を踏まえた策定した基本目標（右表）に基づいて、地方創生関連事業を展開している。

基本目標

1　働く場の創出・人材育成
多様な働き方を認め合い、若者が地元で働き、女性や高齢者、障がい者等、誰もが役割を持ち、地域産業の担い手として活躍している

2　新しいひとの流れ・ひとの交流
個性輝く鳥羽の魅力が伝わり、国内外から人が訪れている

3　誰もが活躍できるまち
ライフステージに応じた希望が叶えられ、誰もが居場所や役割を持っている

4　地域経営の視点に立ち、時代に合ったまちづくり、安心した暮らしの確保
鳥羽の風土に応じた安心できる暮らしが守られている

5　連携施策等
地域の実情に合わせた施策が取り組まれている

検証

○　総合戦略の検証にあたっては、鳥羽市総合計画審議会並びに市議会において予算措置の状況等をふまえてＰＤＣＡサイクルを実施。

○　基本目標に係る数値目標や具体的な取り組み・施策に係る重要業績評価指標（ＫＰＩ）をもとにして各施策の進捗状況を把握するとともに、効果の検証を行い、必要に応じて取組方向等の見直しや改訂を実施。

内部評価（庁内） → **外部評価（総計審）** → 戦略修正（必要にお応じて） → 予算措置 → 事業実施 → 内部評価（庁内） → ・・・・・

本日の依頼事項

①　外部評価をとりまとめるため、ご意見等をいただきたい。
②　次年度以降の戦略に反映するための幅広くご意見をいただきたい。

（参考）総合戦略に掲げる基本目標に関する評価方法（案）について

【概要】
○　総合戦略について、令和２年度～令和７年度までの内部評価（※）をとりまとめた（別紙資料）。

※　１層目を担当課による指標確認、２層目として市長・副市長・地域創生課での総括評価を実施。

○　「基本目標」の数値目標や具体的な取組・施策にかかる「重要業績評価指標（ＫＰＩ）」の推移等をもとに、内部評価の結果を踏まえ、「基本目標（将来の姿）」の進展度の評価をお願いするもの。

○　従前の評価方法と同様に評価対象は「基本目標１～５」の５項目とし、意見交換の後に「ア　達成度合いの評価」と「イ施策に関する意見等」をご記入いただく。

ア　達成度合いの評価
・　基本目標ごとに設定する「数値目標」及び具体取組ごとに設定する「重要業績評価指標（KPI）」をもとに、Ａ～Ｄの４段階で評価。
　　Ａ…順調　　Ｂ…概ね順調　　Ｃ…やや遅れている　　Ｄ…遅れている
・　Ａ～Ｄの評価は、原則全項目について記入。
・　資料等では判断が難しい場合など、評価が困難な場合は、その旨を意見欄に記入。

イ　施策に関する意見等
・　各目標のＡ～Ｄ評価の理由や取組に関する意見・要望等を記入
・　質問等がある場合もこの欄に記入。
※　各委員が専門とする分野や興味・関心のある分野を中心に記入（すべての施策についてコメントいただく必要はない。）

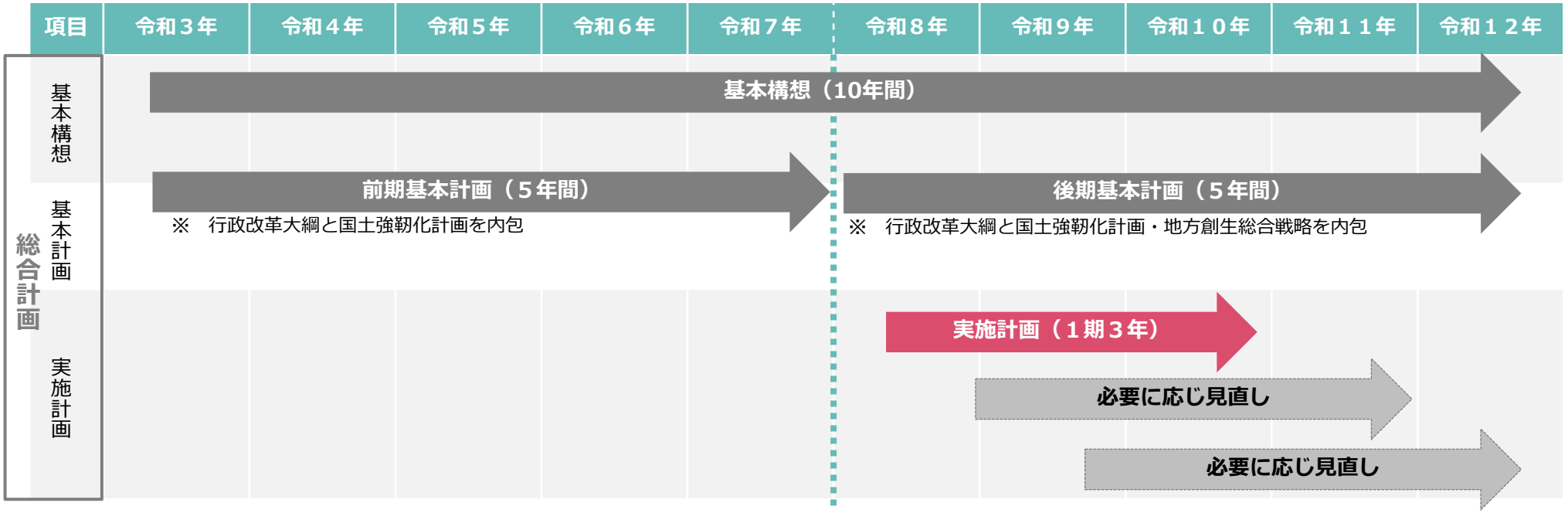
【とりまとめ方法】
ア・イを回収後、会長一任で引き取っていただき、結果をとりまとめる。

２．総合計画後期基本計画実施計画の策定

総合計画の体系

概　要

○　総合計画前期基本計画が令和７年度で計画期間満了となり、まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体となった後期基本計画を令和７年度末に策定した。
○　策定した後期基本計画について着実に推進するため、第１期実施計画を策定する。



総合計画とは

市の最上位計画であり、まちづくりの目標を明らかにするとともに、市民と行政が共通の理念のもと目標実現に向かって行動する指針として行政運営全般について定めています。なお、前期基本計画は、国土強靭化計画及び行政改革大綱と一体的に策定。

総合計画では、将来像「誰もがキラめく鳥羽 海の恵みがつなぐ鳥羽」の実現を掲げ、政策の柱ごとに施策展開を図ることとしている。

本日の依頼事項　①　**計画案について、内容をご確認いただき、ご意見をいただきたい**

（参考）後期基本計画の施策体系

基本構想から転記

将来像

誰もがキラめく鳥羽　海の恵みがつなぐ鳥羽

政策の柱

1 出産・子育てを支え、学びと交流が活発に行われるまち

2 人が集い活力あふれるまち

3 人と自然が調和した環境にやさしいまち

4 誰もが生きがいを持ち、安心して暮らせるまち

施策分野

子育て／教育・人材育成／交流の促進／観光の魅力向上／産業振興と経営安定化／就業・起業／環境保全／自然共生／生活インフラ／福祉／安全安心な暮らし／保健医療・各種手続き／行政改革大綱／国土強靭化計画

基本目標１：働く場の創出・人材育成

基本目標２：新しいひとの流れ・ひとの交流

基本目標３：誰もが活躍できるまち

基本目標４：社会情勢等に適応したまちづくり

施策の展開（実施計画）

第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略を内包

第３章　行政改革大綱

○　「取り組みの指針」を踏まえた「取り組みの内容」を整理。

○　「取り組みの内容」毎に「現状と課題」を整理し、その課題等に対応する施策として「施策の展開」を記載。

第４章　国土強靭化計画

○　国の「国土強靭化地域計画策定ガイドライン」等に基づき脆弱性の評価を踏まえながら、後期基本計画の「施策の展開」に包含されるように整理。

第２章　後期基本計画（施策分野と施策展開）

○　基本構想の「政策の柱」に対応した「施策分野」を設定。

○　「施策分野」には、前期基本計画期間中の事業等を踏まえた「現状と課題」を整理し、その課題等に対応する施策として「施策の展開」を記載。

第５章　まち・ひと・しごと創生総合戦略

○　まち・ひと・しごと創生法（平成二十六年法律第百三十六号。以下「法」。）に対応。

○　後期基本計画の「施策分野」に横串を刺す「基本目標」（※１）を設定。

○　「基本目標」毎に「基本的方向性」（※２）を整理し、それらに基づきながら、後期基本計画の「施策の展開」に包含されるように整理。

※１　法第10条2項の１
※２　法第10条2項の２